(厚生労働省)

制度	名	パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置
税	目	所得税、法人税
要	〇平成 正社! 講じ	制度の概要】 20年4月より施行された改正パートタイム労働法において、事業主は、 員と均衡のとれた待遇の確保や正社員への転換を推進するための措置を ることとされており、同法に基づき、都道府県労働局雇用均等室におい
望		事業主に対する助言・指導等を行っている。 トタイム労働者の均衡待遇の確保や正社員への転換に取り組む事業主を
Ø	支援 てい。 ※ 均	するため、均衡待遇・正社員化推進奨励金を支給し、その取組を促進しる。 る。 3衡待遇・正社員化推進奨励金は、短時間労働者均衡待遇推進等助成金と
内	【要望	中小企業雇用安定化奨励金を整理・統合し、平成 23 年 4 月に創設 内容の概要】 トタイム労働者の雇用管理の改善につながる一定の取組(正社員又は短
容	時間.	正社員転換の実施、職務評価の導入等)を実施した事業主に対し、税制 所要の措置を講じる。 平年度の減収見込額 – 百万円
		(制度自体の減収額) (— 百万円)
新		政策目的 トタイム労働者の待遇を改善していくためには、パートタイム労働法に
設	基づく	規制的手段のみでは十分ではなく、事業主の自主的な取組を促すことが
		である。そのため、パートタイム労働法を見直し、事業主の自主的な取
		す仕組みを導入するとともに、これに基づき、パートタイム労働者の待
拡	透以書	に取り組む事業主に対する税制上の優遇措置を講じる必要がある。
充	(2)	施策の必要性
又	少子	高齢化が進行する中で、日本経済を支える労働力として、パートタイム
は		の重要性が高まっている。改正パートタイム労働法の施行によりその雇 は一定程度改善されたものの、パートタイム労働者の均等・均衡待遇を
延	さらに	推進していく必要がある。
長		成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)においても、「『同一価値
を		ー賃金の実現』に向けた均等・均衡待遇の推進」が掲げられており、非 動者の待遇の改善が重要な課題となっている。その工程表においても
必		トタイム労働者の均等・均衡待遇、正社員転換の推進」をすることとさ
要	れてい	る。
٤		
す		
る		
理		
由		

		政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 II: 意欲のあるすべての者がディーセントワーク (働きがいのある人間らしい仕事) に就ける社会を実現する施策目標3: 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する
		政 策 の 達成目標	パートタイム労働者の均等・均衡待遇及び正社員への転換を推 進すること
	性]]	租税特別措 置の適用又 は延長期間	_
今回		同上の期間 中の達成 目標	
の要望に		政策目標の 達 成 状 況	都道府県労働局雇用均等室におけるパートタイム労働法に関する指導状況 ・平成 20 年度: 6,273 事業所に対し報告徴収を実施し、8,900件の是正指導を行った。 ・平成 21 年度: 13,992 事業所に対し報告徴収を実施し、25,928件の是正指導を行った。 ・平成 22 年度: 12,590 事業所に対し報告徴収を実施し、26,091件の是正指導を行った。
関 連	有効	要 望 の 措 置 の 適用見込み	パートタイム労働法の見直しにより事業主に自主的な取組を促す仕組みを導入することを検討しており、パートタイム労働者 を雇用する事業主のうち一定の基準等を満たす者が対象になる と見込まれる。
する	性	要望の措置の効 果見込み(手段 としての有効 性)	正社員又は短時間正社員転換等に係る税額控除措置、職務評価の導入等に係る割増償却措置等を講じることにより、企業の税 負担が軽減され、パートタイム労働者の均等・均衡待遇及び正 社員への転換に係る事業主の自主的な取組が促進される。
事項		当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	地方税についても、同様の要望を行っている。
	相当性	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	パートタイム労働者又は有期契約労働者を雇用する事業主が、 正社員転換制度、共通処遇制度等を導入した場合に、均衡待 遇・正社員化推進奨励金を支給している(正社員転換制度は、 中小企業 40 万円、大企業 30 万円、共通処遇制度は、中小企業 60 万円、大企業 50 万円等)。
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	均衡待遇・正社員化推進奨励金は、パートタイム労働者等の正社員転換制度等の導入を促す観点から行うものであるのに対し、税制上の優遇措置は、パートタイム労働法に規定するパートタイム労働者の待遇改善に向けた事業主の自主的な取組を促す仕組みに基づき、パートタイム労働者の正社員転換を具体的に促進する観点や職務評価の導入によりパートタイム労働者の公正な待遇の確保の実現を図る観点から行うものである。

	要望の措置 の 妥 当 性	「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)において、「新成長戦略実現、特に、「雇用」を基軸とした経済成長を推進する観点から、(中略)①健康・環境分野等をはじめとする雇用の創出のほか、②正規雇用化、③育児支援、④障がい者雇用などの視点を踏まえ、例えば、雇用の増加に応じ、企業の税負担を軽減する措置を講ずるなど、有効な税制措置の具体化を図る。」とされており、本要望はこれを踏まえた要望である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	
	前回要望時 の達成目標	
に関連する事項	前回要望時からび目ではいるでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	
これまでの 要 望 経 緯		